

No. 39 公益財団法人岩手育英奨学会

I 法人の概要

1 基本情報

令和3年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手育英奨学会		所管部局 室・課等	教育委員会事務局 教育企画室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	会長 遠藤 洋一		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和42年7月14日 (平成26年8月1日公益法人へ移行)		事務所の所在地	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 教育委員会事務局教育企画室内		
			電話番号	019-623-2050		
			HPアドレス	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/index.html		
資(基)本金等	525,000,000 円		うち県の出資等 割合	410,958,867 円	78.3%	
設立目的	岩手県に住所を有する者の子女で、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)及び専修学校の高等課程の修学が困難な者に対し、学資の貸与その他育英奨学上必要な業務を行い、もって社会有用の人材を育成する。					
事業内容	<p>1 予約採用 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中等部の3年生で、翌年度に高等学校等への進学を希望する者を対象として募集・選考し、翌年度進学後奨学生として奨学金を貸与する。</p> <p>2 在学採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、奨学金の貸与を希望する者を対象として募集・選考し、奨学金を貸与する。</p> <p>3 緊急採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、家計急変の事由により緊急に奨学金の貸与が必要な者に対して募集・選考し奨学金を貸与する。</p>					
常勤役員の状況	合計	0名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収	千円	平均年齢	才	※令和2年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名	うち県派遣	1名	うち県OB	1名
	平均年収	3,165千円	平均年齢	55.7才	※令和2年度実績	

2 県施策推進における法人の役割

1 有能な素質を有しながら経済的理由により就学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、就学機会を確保する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用しているのは当法人のみである。

また、当法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難である。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

当法人は、昭和42年度から奨学事業を実施しており、業務遂行上のノウハウを蓄積している。

また、平成16年度に旧日本育英会の奨学金事業が都道府県に移管される際に、事務の効率化とサービス水準の維持のため、実績のある当法人において事務処理を行うこととした経緯もあり、県直営に比べて優位性がある。

4 連携・協働のあり方

当法人は、岩手県内において全ての高校生等を対象として奨学事業を実施している公益法人であり、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸与により教育の機会を確保し、人材育成に大きく貢献していることから、県は、当法人が事業を円滑に実施できるよう、必要な支援と日頃からの情報共有を行い、効果的な施策推進を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
取組内容	奨学生採用枠の確保	① 基準を満たす希望者全員を採用	希望者全員採用済	令和2年度と同じ	同左
	滞納金の発生防止及び回収強化、寄附金の増加等により原資を確保し、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用した。 ・新規貸与者数：タイプA…94人、タイプB…21人、タイプC…12人 ・年度末時点の貸与者数：タイプA…265人、タイプB…55人、タイプC…55人 タイプA…旧日本育英会から事務の移管を受けた奨学金貸与事業 タイプB…法人の独自事業である奨学金貸与事業 タイプC…東日本大震災津波により被災した世帯の高校生等を対象とした奨学金貸与事業				
課題	奨学金原資の確保、基準を満たす奨学生希望者全員の採用は出来ていることから、今後は、制度の周知強化による真に奨学金を必要とする奨学生希望者の掘り起こしを行う必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
取組内容	奨学金貸与資金の確保（法人独自事業分）	① 独自事業の財源となる寄附金の確保（H30見込（5,500千円）の維持）	令和2年度 7,225千円	5,500千円	5,500千円
	これまでの寄附状況を踏まえ、依頼する事業者を見直すとともに、新規事業者を開拓した。				
課題	寄附金収入は、概ね順調に確保されているが、滞納額の増加がみられることから、引き続き寄附金を広く募って増額を図る必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
取組内容	奨学金制度の周知	① ・ホームページの充実 ・中学校、高校等へのパンフレット等配布	実施済	令和2年度と同じ	同左
	ホームページを最新の情報となるよう適時に更新するとともに、年度当初には、中学校や高等学校及び市町村等の関係機関へ、募集案内やポスター等を送付した。				
課題	奨学生対象者が限定的なことから、上記の取組みを継続していくことが基本となるが、中学生、高校生（奨学生）の視点からの周知のあり方を検討して行く必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
取組内容	滞納率の減少及び未回収債権の整理促進	① マニュアルに沿った督促を定期的に行い、延滞金の回収の強化に努める。	R2年度 滞納率7.33%	令和2年度と同じ	同左
	マニュアルに沿った督促を行った。また、債権回収業者への委託により効率的な債権回収を進めた。				
課題	貸与者の減少により返還残額は減少したが、長期滞納者に係る滞納額が減少しなかったことから、滞納率が増加した。マニュアルに沿った通常の督促を効果的に行うため、滞納者のうちの住所不明者の解消（連絡先の分かる者への聞き取り等）に努めるとともに、滞納期間が長期にわたる滞納者の適切な債権の償却や、督促に対応しない者については債権回収業者への回収委託の拡充を図っていく必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
取組内容	返還金口座振替制度の既返還者への周知及び利用拡大	① 返還期に合わせて制度を周知し、利用率の向上を図る。	R2年度末口座振替率 94.3%	令和2年度と同じ	同左
	返還案内時に制度を周知するとともに、口座振替制度未実施返還者には、督促時など機会を捉え利用を勧めた。				
課題	返還案内時に返還がしやすい制度の周知を進めるとともに、口座振替制度利用の強化、振替口座管理（残高不足解消）の周知を進める必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
取組内容	職員の業務遂行能力の向上	① 研修等により職員個々の能力開発に取り組む。	3名による職員体制を維持・継続し、必要な研修会等へ派遣	職員の業務能力向上に加え、職員間の適切な事務分担による効率的な業務運営を行う。	同左
	新任職員は業務に必要な研修（社会保険、公益法人等）等に参加するほか、新規債権管理システムの操作研修など、職員の自己開発力の向上に取り組んだ。				
課題	奨学生や貸付件数は逡減傾向にあるものの、滞納金が増加傾向にあり、その縮減、債権回収は、煩雑で困難な業務であることから、個々の職員の能力の向上のほかに、職員間の適切な事務分担による効率的な業務運営が必要である。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

	令和元年度				令和2年度				令和3年度					
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他		
常勤														
非常勤	9	2	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3
計	9	2	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		令和元年度				令和2年度				令和3年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1			1	1			1	1			1
	一般職	3	2	1		3	2	1		3	2	1	
	小計	4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数
 令和元年度 人 令和2年度 人 令和3年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。
 ※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。
 ※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					
	プロパー							
	県派遣							
	県OB					1		1
	その他							
	一般職				1	2		3
	プロパー					2		2
	県派遣				1			1
	県OB							
	その他							
	計				1	2	1	4

法人説明欄

〔役員数の状況について〕
 役員については全員非常勤であり、人数も概ね適切なものと考えている。
 職員数については、業務量が増加する傾向にある中でプロパー2名と県OB1名の職員体制を維持・継続しており、経営に大きな支障をきたすことはないものの、業務が専門的で多岐にわたることから、適正業務の確保の観点から職員数の検討も必要と考える。

〔県の関与の状況について〕
 常務理事である県教育長から法人経営を総括的に指導いただいております。また、県派遣の事務局次長に適正な業務処理についてチェックしていただいております。

〔職員の年齢構成について〕
 管理職が県OBで60代であり、一般職のプロパー職員も50代であることから、今後は将来を見据えて若い世代へ引き継ぐことも検討が必要と考える。

IV 財務の状況

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
資産	5,206,081	5,183,198	5,146,463	▲ 36,735	
流動資産	14,733	14,975	17,269	2,294	
うち現預金	9,254	9,040	10,979	1,939	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	5,191,348	5,168,223	5,129,194	▲ 39,029	
基本財産	550,674	552,233	538,220	▲ 14,013	
うち投資有価証券	532,546	534,105	536,632	2,527	
特定資産	4,612,387	4,602,873	4,576,692	▲ 26,181	
うち投資有価証券	429,560	1,028,430	1,013,350	▲ 15,080	
その他固定資産	28,287	13,117	14,282	1,165	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	3,758	3,182	3,238	56	
流動負債	3,758	3,182	3,238	56	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	0	0	0	0	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	5,202,324	5,180,016	5,143,225	▲ 36,791	
指定正味財産	4,537,683	4,385,687	4,364,107	▲ 21,580	
一般正味財産	664,641	794,329	779,118	▲ 15,211	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
経常収益	72,909	116,605	51,769	▲ 64,836	
経常費用	76,072	93,351	50,518	▲ 42,833	
事業費	73,896	91,193	48,553	▲ 42,640	
うち人件費	10,542	10,532	9,760	▲ 772	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	2,176	2,158	1,965	▲ 193	
うち人件費	1,222	1,214	1,132	▲ 82	
評価損益等増減額	22,000	7,000	▲ 16,440	▲ 23,440	
当期経常増減額	18,837	30,254	▲ 15,189	▲ 45,443	
経常外収益	0	99,456	0	▲ 99,456	
経常外費用	20	0	0	0	
当期経常外増減額	▲ 20	99,456	0	▲ 99,456	
法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0	
当期一般正味財産増減額	18,795	129,688	▲ 15,211	▲ 144,899	
当期指定正味財産増減額	4,680	▲ 151,996	▲ 21,580	130,416	
正味財産期末残高	5,202,324	5,180,016	5,143,225	▲ 36,791	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	11,556	10,758	10,456	▲ 302	高校奨学事業費補助金
補助金(事業費)	26,436	22,278	14,604	▲ 7,674	高校奨学事業費補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
自己資本比率(%)	99.9	99.9	99.9	0.0	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	392.0	470.6	533.3	62.7	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	2.9	2.3	3.9	1.6	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	15.5	12.6	21.6	9.0	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	80.6	219.9	81.8	▲ 138.1	=経常・経常外収益-補助金【運営費】/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	0.4	0.6	▲ 0.3	▲ 0.9	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】
基本財産、特定資産の減少は、債権の時価評価額の減少が主な理由であること。

【県の財政的関与について】
県の高校奨学事業費補助(人件費等事務費の補助)
震災特例分について、貸与者の減少により減となった。

【財務指標・財務評価について】
財務指標には大きな課題はないと考えますが、奨学金の貸与額が速減していく一方で、返還金の滞納額が増加傾向にあることから、債権回収と事業効果の確保が課題である。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	奨学生採用枠の確保のため、奨学資金の確保（寄附金）に努め、奨学金制度の周知を図り、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用し、県内の高校生等の修学機会を確保した。
所管部局	有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の就学が困難な生徒に対し奨学金の貸与を行い、就学機会の確保に貢献している。
(2) 民間団体との代替性及び役割分担について	
法人	県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体（公益法人）はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用できるのは当法人のみであることから、他団体が事業を代替することは可能と思われるが、現実的には困難と考える。
所管部局	岩手育英奨学会の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難であることから代替性はない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	会長、常務理事の指示、指導のもと、当法人の目的である経済的理由から高等学校等の就学が困難な者に対する安定的、継続的に学資の貸与による教育機会の確保に資するため、事務局長を中心に職員が高等学校等の修学状況の環境変化や、奨学金返還状況等について情報共有を図り、奨学金の返還金が次の貸付の原資となることを十分に認識し、適切な口座振替等による返還金回収の強化や債権回収業務の委託等による滞納金の回収に取り組むとともに、奨学金制度の普及に努めていく。
所管部局	事務局長を中心に高等学校等の修学状況の環境変化や、返還状況等について情報共有を図っており、返還金が奨学金原資となることを十分に認識し、滞納金の回収に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人の業務は、奨学金の貸与を適正に行い、奨学金返還金の回収を適切に滞らざに行うことであるが、プライバシーに関わる情報や、金銭や利害に関わる情報等、取扱いに十分に配慮しなければならないことが多いことから、業務執行に当たっては、職員が常に情報を共有しながら相互に確認、チェック等を行って適正な業務の確保を図っていく。
所管部局	プライバシーに関わる情報等は、常に職員間で情報共有、相互チェック等が行われ、適切に業務が行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	滞納金の回収に向けた取組を強化しているが、長期滞納者の増加により、滞納額が増加している。債権回収業務の委託により滞納金の回収を行うとともに、奨学生の現状を考慮した償還計画の変更等、滞納の未然防止にきめ細かく対応している。
所管部局	奨学生の現状を考慮しながら償還計画の変更を行うなど、きめ細かく対応しており、滞納の未然防止に努めている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況にあることから、円滑な奨学金事業運営のために、必要な補助を継続する必要がある。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について

法人	ホームページを開設し、業務及び財務等に関する情報を国の指針等に基づき公開している。公開情報は、トップページから直接アクセスできるよう利用者の利便性を考慮し、最新の情報を公開している。
所管部局	ホームページにより、利用者の利便性を考慮した形で適切に公開されている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人1	<p>・法人は、経済的な理由により就学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、就学機会を確保する重要な役割を担っています。必要な貸与資金の確保及び法人の安定経営の観点から経営改善目標を3つ設定していますが、その設定された目標について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。</p>
法人2	<p>・「V法人及び所管部局の評価」の「組織マネジメントの確立」について、記載内容が事業運営の方針についての説明に終始しており、令和2年度に法人が取り組んだ実績、その効果及び課題の確認が困難な評価となっています。実効性のあるPDCAサイクルを運用するため、適切な評価を行う必要があります。</p>
所管部局1	<p>・「V法人及び所管部局の評価」の「組織マネジメントの確立」について、法人の記載内容が事業運営の方針についての説明に終始しており、令和2年度に法人が取り組んだ実績、その効果及び課題の確認が困難な評価となっています。指導監督の責務を担う所管部局として、法人の評価が適切なものであるか否かについても含めて、所管部局としての評価を行う必要があります。</p>
所管部局2	<p>・県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われれます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。</p>

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和元年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 奨学金返還金の滞納額が増加していることから、引き続き滞納抑制に努めるとともに、回収のための取組みを強化する必要があります。	実施済	滞納額が増加していることから、滞納発生防止のため、返還金の口座振替制度を導入している。また、滞納者に対しては「督促マニュアル」に従った対応の強化を図るとともに、債権回収業務の委託のほかに、未回収債権の法的手続きを進めることにより、滞納金の早期解消に向けた取組みの強化に努めている。	R2.3
所管部局	1 奨学金原資である返還金を確保していくため、法人において適切な債権管理業務を行うべくように指導をしていく必要があります。	実施済	返還金は奨学金原資となることから、滞納を発生させないこと、滞納が発生した場合においても初期段階で解消することが重要であることから、滞納状況を法人と共有し、特に滞納発生時における督促の強化・回収業務が効果的に行われるよう指導・助言することとしている。	R2.3
	2 法人の運営に対する財源は基本財産等の運用益に限定され、運用益の減少などにより運営費に見合う独自財源の確保が難しいことから、事業の効率化等について、引き続き指導していく必要があります。	実施済	資金運用について、安全かつ、運用益の高い商品の検討を引き続き指導するとともに、効率的な奨学金事業運営ができるよう指導・助言することとしている。	R2.3

【令和2年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 奨学金返還金の滞納が課題となっている中、未回収債権の法的手続きの取組や返還金口座振替利用率の向上等、債権回収に積極的に取り組んでいますが、引き続き、滞納の実態に合わせた取組を強化する必要があります。	実施済	滞納発生防止に係る返還金の口座振替制度の効果的運用のため、返還開始時の制度活用の誘導と適切な口座管理（残高不足解消）の周知を行っている。また、滞納者に対する適切な督促状送付を行うとともに、引き続き債権回収の業務委託の効率化を図り、滞納解消の強化に努めている。	R3.3
所管部局	1 奨学金原資である返還金を確保していくため、滞納の実態に合わせた取組の強化等、法人において適切な債権管理業務を行うべくように指導をしていく必要があります。	実施済	滞納状況についての情報を共有し、奨学生の現状を考慮した償還計画の変更等を支援し、滞納の未然防止に務めている。	R3.3